

仕 様 書 (案)

複写機の賃貸借の仕様は次のとおりとする。

- 1 契約件名 複写機の借り入れ
- 2 契約金額 複写代金 (モノクロ) 単価契約 1枚当たり〇〇円
うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額〇〇円
設置等費用 1式〇〇〇円
うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額 〇〇円
消費税額及び地方消費税額は、消費税法 (昭和 63 年法律第 108 号) 第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号) 第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき算出した額である。
- 3 賃貸借期間 契約締結日から令和 8 年 7 月 24 日まで
賃貸借期間については、期間満了の 1 週間前までに、甲乙協議の上、令和 9 年 3 月 31 日を越えない範囲で変更できるものとする。
- 4 使用予定枚数 350,000 枚 (モノクロ)
予定数量は、数量を保証するものではなく、業務の都合により増減することがある。
- 5 複写機の機種及び数量
 - (1) 機 種
 - (2) 数 量 1 台
- 6 設置場所 愛知県豊田警察署 3 F 会議室
(愛知県豊田市錦町 1 丁目 59 番地 1)
- 7 契約保証金 免除
- 8 その他特約事項
 - (1) 機器を撤去する場合、記憶媒体が内蔵された機器については、記憶されたデータを全て消去し、又は消去出来ないときは記憶媒体等を破壊すること。また、インターネットへの接続機能がある場合は、機能を停止させること。
 - (2) 用紙を除く複写に必要な全ての消耗品、部品、付属品等を円滑に供給すること。
 - (3) 複写機については、常に良好な状態を保ち、不具合が生じた場合は直ちに正常な状態にすること。